

軽自動車等の廃車・名義変更手続きについて

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者（所有権留保付自動車の場合は使用者）に課税されます。軽自動車等を取得したときや登録の内容に変更（名義変更・住所変更等）があった場合は15日以内に、廃車や譲渡した場合は30日以内に申告してください。手続きをされていないと、令和4年度も課税の対象となります。

お手続き先は下記をご確認ください（車の種類によって手続き場所が異なります）。

車の種類	必要なもの		手続き場所
原動機付自転車（125cc以下） ミニカー（50cc以下） 小型特殊自動車 （フォークリフト、トラクター等） ※水戸ナンバーの小型特殊自動車は茨城運輸支局での手続きとなります。	廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類（運転免許証等） ・所有者の印鑑	茨城町 税務課 茨城町小堤1080番地 ☎029-240-7114（直通）
	名義変更	・廃車申告受付書 ・譲渡証明書（※） ・届出者の本人確認書類（運転免許証等） ・新所有者の印鑑	
	未廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・譲渡証明書（※） ・届出者の本人確認書類（運転免許証等） ・新所有者の印鑑	
軽自動車 （660ccまでの三輪・四輪車） ボートトレーラー	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105
二輪の軽自動車 （125ccを超え250cc以下） 二輪の小型自動車 （250ccを超えるもの）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017

※譲渡証明書には前所有者の押印が必要です。

※ディーラー等の代理人に手続きを依頼した場合は、手続きが完了したことを必ず確認してください。また、車両を解体（スクラップ）しても、書類上での廃車手続きを行わなければ登録が残ったままになります。速やかに廃車の手続きをしてください。

Q&A

Q 4月2日に軽自動車を譲りました。軽自動車税（種別割）に還付はありますか？

A 軽自動車税（種別割）は月割制度がありません。そのため、4月2日に名義変更された場合でも、その年度の税金は納めていただくことになり、還付はありません。

Q 茨城町から転出（転入）しました。手続きは必要ですか？

A 軽自動車等は定置場（車両の置き場所）にて課税となります。定置場が変更になった場合、速やかにお手続きをお願いします。

廃車・名義変更等をしたときは、税申告書（税止め）の提出を

「水戸」ナンバーのオートバイ（排気量125ccを超えるもの）や軽自動車の廃車・名義変更等の手続きを県外で行った場合は、「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）で受付印があるもの」または「手続きしたことがわかる車検証」を、税務課に提出してください。提出しないと、翌年度以降も課税される場合があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、**1世帯当たり10万円の給付金**を支給します。

■ 支給対象世帯

(1) 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において茨城町に住民登録があり、かつ**世帯全員**の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給世帯も含まれます）。

(2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、**世帯全員**のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

※上記の(1)、(2)ともに住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯をのぞく。

例) 住民税が課税されている子に扶養されている非課税の両親の世帯

住民税が課税されている親に扶養されている非課税の大学生の単身世帯 など

■ 給付額

1世帯当たり10万円

※ただし、(1)住民税非課税世帯、(2)家計急変世帯の給付金を重複して受給することはできません。

■ 申請方法

(1) 住民税非課税世帯

1. 対象の各世帯に対して、確認書を**令和4年2月上旬から順次発送**します。世帯状況により、支給対象とならない場合があります。

2. 確認書に記載された口座番号に変更がないか確認いただき、返信用封筒に確認書を入れ、社会福祉課まで返送してください（新型コロナウイルス感染防止の観点から、可能な限り郵送をお願いします）。

申請期限：令和4年5月6日(金) 必着

(2) 家計急変世帯（申請型）

給付金を受け取る場合、申請時点で住民票のある市町村への申請が必要になります。

対象となる方は申請書と申立書に必要な事項をご記入のうえ、必要書類を添付して、郵送または社会福祉課まで持参してください（申請書類は町ホームページよりダウンロードするか、社会福祉課までご相談ください）。

申請期限：令和4年9月30日(金) 必着

■ 給付金の支給日について

受理した確認書・申請書は順次審査を行い、支給を決定します。振込までは約2週間から1か月程度かかりますが、混雑状況により前後することがあります。

【問合せ先】

内閣府 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

受付時間 午前9時～午後8時

茨城町 社会福祉課 臨時特別給付金窓口

☎ 029-240-7112(直通)

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)